

## 第13章

## 働くこととジェンダー

山根 真理

## 1. はじめに：

## 2014年「家事ハラ」論議から

この章では、「働くこと」とジェンダーのかかわりについて、考える。まず、「働くこと」とジェンダーをめぐる今日の状況について、少し前（2014年）に議論になった旭化成ホームズの広告から考えよう。この広告は、夫の家事に対して妻が「ダメだし」をするシーンが描かれ、それを「家事ハラ」と呼ぶものである。その一例が、皿洗いをした夫に対して「お皿洗いありがとう。一応もう一度洗っとくね」と嫌みを言う妻に対し、夫が「しゅん」としてしまふ例である。あなたは、この広告についてどのようなことを思うだろうか。「こんなこと、あるある」と思われるだろうか。あるいは、「頑張っているのに、そんなに高圧的に言わなくても」と感じるだろうか。

この広告に対して批判的意見を述べたのは、『家事労働ハラメント』の著者である竹信美恵子さんである。竹信は同書のなかで、家事が無償であり、無償の労働の多くを女性が担っているがゆえに女性は非正規で低賃金の仕事についていること、日本の場合税制や年金の「主婦優遇」によって家事労働を担う人々を職場から排除する仕組

みがあること、「家事的仕事」であるケアや外食産業において低賃金、劣悪な労働実態が存在することを論じ、家事労働が現代社会における「生きがたさ」と結びつく「社会的問題」として捉えている。竹信の批判の論点は「私は、家事労働が女性たちを苦しめている状況を、『家事ハラメント』と名付けている。『家事ハラ』の広告は、逆に夫が妻から家事についての嫌がらせを受けていると取れ、納得いかない。」（読売新聞2014年9月11日）ということであった。

「家事ハラ」の広告をめぐる議論は、「働くこと」とジェンダーをめぐる、今日の状況をよく表している。この広告で描かれる光景は、1970年代に「わたし、作る人・ほく、食べる人」というCM表現が性別分業を固定化するものとして批判の遡上にあげられたことを思えば、ずいぶん「進歩的」なものだ。「男女共同参画」の政策がメインストリームになって約30年が経過し、「イクメン」「カジメン」が称揚される時代にあって、思うほどには性別分業の撤廃は進まず、個別家庭の中で女性が男性の家事を「管理」してしまう光景は、現代の「家事」をめぐる空気をよく反映している。

他方、竹信の議論は第二波フェミニズム以降のジェンダー論を反映したものだ。家事や育児など「個人的な事柄」に位置づけ

られることが社会構造的な問題であること、個人的な問題解決ではなく社会的な解決が求められる事柄であることは、第二波フェミニズムの成果としての、重要な認識である。性別分業の問い直しは、少なくとも規範のレベルではメインストリームになったが、それが社会構造的な問題とは理解されにくく、「ジェンダーと仕事」問題が、私的な事柄として処理されてしまう。「家事ハラ」をめぐる現代の議論は、そのような「働くこととジェンダー」にかかわる現代的ねじれを、現している。

この章では、そのような「ねじれ」状況のみられる今日にあって、あらためて、第二波フェミニズム以降の思想と運動が、「働くこと」にかかわって切り開いてきた認識と、現時点における社会的到達点と課題について、考えることにしたい。

## 2. フェミニズムは「働くこと」にかんして、何を提起してきたか

「働くこと」は、フェミニズムの重要テーマであり続けてきた。なぜ女性の賃金は低いのか、家事労働はなぜ無償なのか、「男並み」ではない新しい働き方の可能性はどのようなものかなど、フェミニズム以降の思想と運動が、「働くこと」にかんして、生活上の重要問題として取り組んできた問いは多い。ここでは、特に第二波フェミニズムが「働くこと」にかんしてどのような認識を拓いたか、その認識に関連して何が実現されてきたかを、みていこう。

(1) 「男は仕事、女は家事・育児」は昔からか？

「男は仕事、女は家事・育児は理にかなっ

ている。だって、狩猟採集時代の昔から、男は狩りにでかけ、女は住まいの近くで採集をしていたでしょう。」と言われることがある。ジェンダー視点をもった人類学の研究をみれば、このような素朴な信念が、近代社会以降に形成された「仕事とジェンダー」に関する意味づけを強く反映したものだということが、わかる。

1960年代にカナダ北西部で狩猟採集生活を営む「ヘヤー・インディアン」社会のフィールドワークを行った人類学者、原ひろ子によると、この社会における男女の平等は、世界の諸民族のなかでも性による分業が極小化されている例の一つである。ヘヤー社会には「おおよその」男女の分業はあり、狩猟・漁労はおもに男の仕事、採集は女の仕事になっている。しかし、男一般にとってタブーとなっている採集対象物もなければ、女一般にとってタブーとなっている狩猟対象物もなく、各自のタブーとなっている動物を除けば、目の前に獲物が現れたら女でも自分の力で射つことができるもの是可以だけ仕止めるのが常識になっているという。さらに興味深いのはヘヤー・インディアンにとっての「仕事」である。彼らは「働く」というカテゴリーに属することと「遊ぶ」というカテゴリーに属することを区別しており、狩をする、河や湖で漁をすること、薪の伐採、薪割り、魚や獣肉を干したり燻製にすること、皮なめし、などは「仕事」だが、子守やどぶろくの仕込みは「遊び」のカテゴリーに入る。「調理」は、遊びではないが「仕事のうちには入らないこと」である。(原、1989)

「仕事」が職業労働としての「仕事」と家庭領域における「家事・育児」などの「仕事」

に、領域概念とともに区分され、それが性別に沿って配分される「性別分業」が形成されたのは、資本主義圏における近代化の過程においてである。

アメリカの社会史研究者であるコーワンは、アメリカ社会における「主婦であることから家事労働への変化」について、次のように説明する。「もしあなたが1800年以前の主婦であったならば、調理やパン焼きの仕事をたくさんしたでしょう。しかし、あなたの夫にも薪を切ったり、トウモロコシの粒をはがしたり、穀物を搗いて轆き割りにするというとった炊事に必要な仕事が多くあり、子どもたちもソーセージづくりのような季節の仕事を手伝ったはずです。しかし、工業化の到来とともに、あなたや夫・子どもたちの生活は大きく変わりました。鋳鉄製調理ストーブ、自動製粉ミル、工場製の食品や衣服が登場し、主婦であるあなたが家事労働のすべてを負担する結果になりました。対照的に、あなたの夫や子どもたちにとって、家庭はレジャーの場所になりました。キッチンが、男が有用な役割を果たす場所ではなくなりました。(後略)」(コーワン2010、図版解説より引用)

工業化の過程のなかで、生活の糧を得るための労働の多くが家庭外で行われるようになり、生活に必要な資材は外部から購入するようになった。職場と家が発離し、前者は男の、後者は女の領域になった。テクノロジーの発展によって家の中の仕事も変化したが、家族の生活水準を保ち「やすらぎ」を提供するために、女たちは忙しく家事労働に邁進することになったのである。

日本において、夫が雇用労働、妻である「主婦」が家庭内の仕事という性別分業が成

立したのは大正期、新中間層といわれる夫だけの賃金で生活できる層においてであった。(当時の新中間層家庭には「女中」という家事労働者がいた。)日本における女性の「主婦化」が社会全体に広がり「大衆化」したのは、1950年代中葉から1970年代はじめまでの高度経済成長期のことである。(落合、2007)

## (2) アンペイド・ワークの「発見」

家事・育児など近代化のなかで家庭領域の女性＝主婦に配分されてきた「仕事」である家事労働のテーマは、フェミニズムの重要課題であった。マルクス主義フェミニズムは、再生産領域(人間の生産)において女性が無償で行う家事労働を搾取することで資本制は成り立ち、利益を得ていると指摘した。さらに、イタリアのフェミニストであるガラ・コスタは、「家事労働に賃金を」と主張する運動を展開した。(ガラ・コスタ、1986)

家事労働は近代以降の社会のなかで無償労働に位置づけられたが、社会を維持する上で重要な役割を果たしており、社会的に評価されるべきであることは、今日ではジェンダー平等に関する国際的な了解事項であり、社会科学の中にも定着した考え方である。そのことを表わす概念が、アンペイド・ワーク(unpaid work)である。アンペイド・ワークは、英語の語義通り、無償労働、不払い労働などとも言われる。OECD報告書の定義によるとアンペイド・ワークとは「市場で売られない、家族メンバーによる財やサービスの生産」のことである。(OECD、2011)

女性が多くのアンペイド・ワークを行って

いるにもかかわらず、それが無償であることは男女の経済格差をもたらす。それゆえ、アンペイド・ワークの問題は国連のジェンダー平等における課題として1970年代から取り組まれはじめ、1985年の「ナイロビ将来戦略」では女性の無償の経済的貢献の測定・評価の必要性が盛りこまれ、1995年の北京行動綱領では、無償労働の経済的評価は重要な政策課題として取り上げられている。

これらの動きを受けて、日本政府も1997年に初めて、アンペイド・ワークの測定の取り組みを行っている。2011年の内閣府の計算によると、同年の女性一人あたりのアンペイド・ワークの算定額は、専門家によって行われると仮定する計算方法で（計算方法によって異なる）、156.6万円とされている。（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部、2013）

### (3) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントもまた、フェミニズムの主張を受けて浸透し、法整備などの制度化がはかられた概念である。「セクシュアル・ハラスメント」は日本では、1989年にユーキャンの流行語大賞新語部門金賞を受賞したことにみるように比較的最近登場した言葉だが、今日では「セクハラ」の略語とともに、すっかり言葉として定着した。嫌がっているのに身体にさわると、性的なニュアンスのある行為一般に拡張されて使われることがあるが、セクシュアル・ハラスメントは、「職場や学校など公的な場における、一般的には権力関係がある状況においておこる、人間の尊厳を奪う、性的な言動」のことである。

ここで重要なのは、「公的な場」「人間の尊厳にかかわる」という点である。職場や学校などの公的な場で、本人が望まない性的な言動が浴びせられたとき、そこは生活の糧を得る場であるがゆえに、あるいは将来の人生に大きな影響を与える場であるがゆえに、簡単には撤退できない。そのような場でおこる性的な言動は、「ちょっとしたいたずら」や「冗談」ではなく、人権問題である、との認識がセクシュアル・ハラスメント概念によって拓かれたのである。

「セクシュアル・ハラスメント」の概念によって、現象の見方、捉え方がどのように変化したかを、1970年の「長野電鉄事件」と1987年の西船橋事件（日本における初めてのセクシュアル・ハラスメント裁判）の論理によって確認しよう。

「西船橋事件」は1965年に起きた事件である。バス会社の運転手Aが同上勤務する女性車掌と「情交を重ねた」結果、Bが妊娠6ヶ月となり中絶手術を受けた。35歳のAには妻と2人の子どもがおり、Bは18歳で独身であった。Bは中絶手術後退職し、父親がAの責任を追及し、会社とAに迫った。会社はAを懲戒解雇にした。Aはこの解雇を不当で無効として提訴をした。判決は解雇を有効と認めて、AとBの関係は「年配の運転手から新参の車掌という弱い立場につけいられた強い関係」と判断しながらも、判例の位置づけは「労働協約上の解雇事由である『破廉恥罪を犯し、又は著しく風紀・秩序を乱して会社の対面を汚し、損害を与えたとき』の解釈適用の問題」とされ、会社が男女間の「風紀問題」に対する対応をしていたにもかかわらず、Aが行った行為は「著しく風紀・秩序を乱したもの」

と判断した。

「西船橋事件」は、日本における初めてのセクシュアル・ハラスメント裁判である。事件の概要は以下の通りである。

国鉄（当時）総武線西船橋ホームで午後11時頃、酔った高校教師がダンサーに近づき、彼女のコートの胸あたりをつかみ背後から押して、馬鹿女などの暴言を吐いた。男性から逃れようとした女性が相手の胸を手で押したところ、男性はさらに暴言・暴力を重ねた。女性は相手の胸付近を両手で押した。酔っていた男性は、線路に転落して死亡した。

この女性は傷害致死罪で起訴されたが、事件が報道されると、「セクシュアル・ハラスメント」だとして被告人を守る女性たちの運動が展開された。千葉地裁は1987年9月17日に弁護人と被告人による正当防衛の主張を認めて無罪の判決を下した。（角田、2013）<sup>\*1</sup>

長野電鉄事件におけるAの行為は現在からみれば明らかにセクシュアル・ハラスメントであるが、概念が存在しない状態のもとでは、女性が被害を受けたかどうかは判決の論拠とされず、Aの行為が「風紀・秩序に反するかどうか」が争点となっている。一方、西船橋事件における「セクシュアル・ハラスメント」の語の使われ方は、「労働や教育など公的な場」を想定した、今日の一般的用いられ方とは異なるが、「相手が望まない性的言動」という、最も広い意味でセクシュアル・ハラスメント概念を用い、その概念を「武器」として、「風紀問題」から「人権侵害の問題」への認識転換をなしとげた意味は大きい。

#### (4) 新しい働き方の提案

フェミニズムと同時代の動きとして、近代的な公私分離と性別分業を前提とした「働き方」を問い直し、「もう一つの働き方」の提案を行う活動が生み出された。女性にかんする情報を生みだし発信する仕事、育児や介護などケアを担う実感から、自分たちがほしい場をつくる活動、健康と環境を害する商品を生産する産業社会のあり方を問い直し、消費者・生活者の視点から、新しい流通の仕組みと働き方を生み出す仕事、などの取り組みが生まれた。

1982年に、生活クラブ生協の活動のなかで生まれた「ワーカーズ・コレクティブ」の「働き方」の提案は、その一例である。ワーカーズ・コレクティブは、働くもの同士が共同で出資し、それぞれが事業主として対等に働く協働組合の一種である。（天野、1996）自分たちが使いたいものをつくるために働き、有償で提供するワーカーズ・コレクティブの活動は、食、リサイクル、情報・通信、文化、福祉など、多様な領域に広がっている。

天野は、ワーカーズ・コレクティブ活動の「新しい働き方」への発想を、四点に整理している。①雇用されるという形ではなく、一人ひとりが事業主となり、生活を調和のとれた働き方を可能にする条件をどう創りだしていくか（仕事の人間化）。②陰の存在でしかない家事労働のなかで育まれた能力を重視し、それを職業キャリアにつなぐルートをどのように創りだしていくか（シャドウ・ワークの復権）。③市場経済における「競争」ではなく、「協同」に基礎をおいた、モノやサービスの新しい交換の形態と、それによる生活文化を地域のなかに

どう再生していくか（新たな地域づくり）。④いまの、フォーマル領域での貨幣本位の働き方に疑問を投げかけ、人びとの「用」にたつ仕事の復権をはかることによって、人間の働く風景や働き方をどう変えていくか（社会の支配的な働き方への問い）。（天野、1996、p.216）「男は仕事・女は家庭」の近代的性別分業構造のなかで、無償の家事労働の担い手に位置づけられた女性の側から、生産―消費の関係を問い直し、オルタナティブな働き方と生産物を創り出す取り組み、と捉えることができよう。

### 3. 現代の「働く」状況のなかで

#### (1) 性別分業は解消されたか

では、ウーマン・リブから半世紀近くの年月が経過した現時点において、仕事をめぐるジェンダー関係は、どうなっているだろうか。まず「近代家族」のジェンダー関係は変わったか、ということについて考えよう。

国立社会保障・人口問題研究所の第15回「結婚と出産に関する全国調査」（2015年に妻年齢50歳未満の夫婦を対象に実施）によると、第一子出産後も就業継続をしている人の割合は、1985～89年第一子出生コーホートから2005～09年第一子出生コーホートまで大きな変化はなく、全体の四分の一前後であったが、2010～2014年第一子出生コーホートでは38.3%まで上昇し、出産前に就業していた人たちのなかでは、「就業継続」が「出産退職」を初めて上回った。

なかでも育児休業を利用して就業を継続してきた人は妊娠前から無職層の減少、就業継続者の中で育児休業を利用した人の割合は28.3%にのぼる。「出産退職」という従

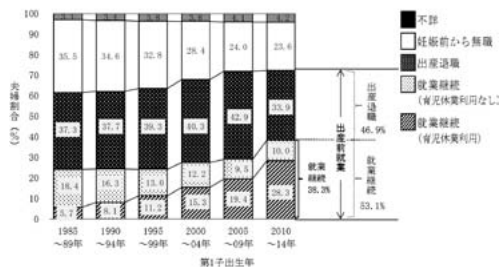


図1 第1子出生年別に見た、出産前後の妻の就業変化

(出所：国立社会保障・人口問題研究所 [http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15\\_gaiyo.asp#NFS15\\_Stat](http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp#NFS15_Stat) 2018年3月19日最終閲覧)

来型のライフコースを歩んだ人も3割程度存在し、出産が女性の就業継続に影響を与える傾向は続いてはいるが、育児休業等の制度を利用しながら働き続ける道が、特に2010年代に第一子を出産した人たちの中で定着してきていることがわかる。(図1)

日本家族社会学会が1998年、2003年、2008年に実施した全国家族調査の結果からは、家族を形成した層における性別分業の連続性と、より大きな変化として初婚継続者の減少が指摘されている。稲葉(2011)の1998年、2003年、2008年の同調査の比較分析によれば、6歳以下の子どもをもつ女性の従業上の地位は「無職」が主流であり、同じく6歳以下の子どもをもつ男性の「食事の用意」頻度は「ほぼなし」が圧倒的に多い構図が基本的に維持されている。この結果にもとづいて稲葉は、「初婚継続内部の構造的安定様相と、非初婚継続家族の漸次的な量的拡大による社会全体としての構造的変動的様相」を指摘している(稲葉, 2011, p.51)。2010年代以降に出産した「妻」の継続就業割合が増加したことが、家事分担にどのような影響を与えているかが興味深いところであり、今後の調査結果発表が待た

れる。

ジェンダーと家族にかかわる継続的意識調査結果は、意識項目によって変化の方向性が異なることを示している。第15回「結婚と出産に関する全国調査」の「多様な生き方についての考え」を訊ねた結果(妻回答)によると、「婚前交渉かまわない」「子ども

持つべき」「母親は家に」については一貫して規範を肯定する人が減っているが、「生涯独身よくない」「同棲なら結婚」「結婚に犠牲当然」「男は仕事・妻は家」「離婚避けるべき」については2000年以降、変化の方向が反転、あるいは変化の停滞がみられる。(図2)

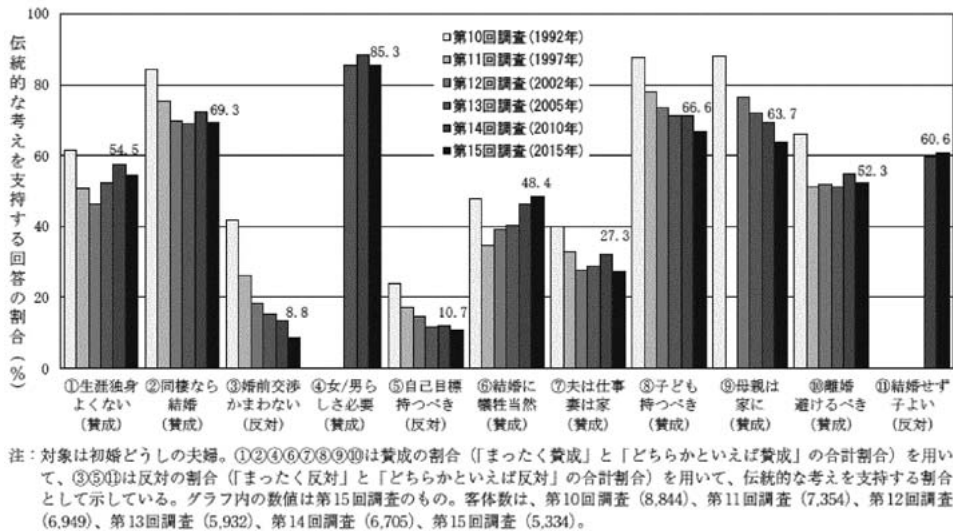


図2 結婚・家族に関する妻の意識：第15回調査（2015年）（伝統的な考えを支持する割合）

（出所：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査『結果の概要』」[http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/report15html/NFS15R\\_html12.html#h3\\_3-3-2](http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/report15html/NFS15R_html12.html#h3_3-3-2) 2018年3月19日最終閲覧）

## (2) 労働の非正規化

では、雇用の現実はどうだろうか。1990年代以降の雇用の変化を特徴づけるのは、労働の非正規化である。日本経営者連盟が、現在に連なる経営戦略の転換を示した「新時代の日本の経営」を発表したのは1995年のことである。そのなかでは、労働者を「長期蓄積能力活用型」「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」の3グループに分け、中核労働者層をスリム化するとともに非正規雇用を拡大する方針が示された。

そのような流れのなかで、1990年代中盤

以降、雇用の非正規化は男女ともに進行している。総務庁の「労働力調査」にみる非正規雇用者の割合は、1985年時点では女性32.1%、男性7.4%、2000年には女性46.4%、男性11.7%、2016年女性55.7%、男性19.9%である。

図3は総務庁が「就業構造基本調査」（2012年、5年ごとに実施）より、非正規雇用で働く人の割合を性別、年齢層別に示したものである。男性においては35歳未満層と55歳以上層で非正規雇用者の割合が高い。一方、いずれの年齢層においても女性のほうが、

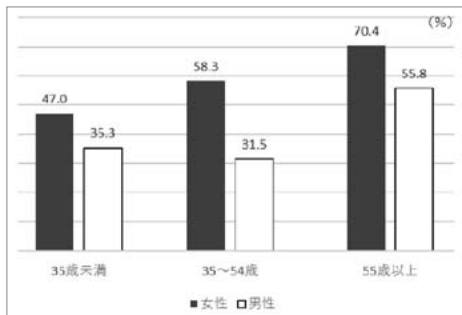


図3 性・年齢層別にみた非正規雇用者割合 (2012年)

(出所：総務省統計局『平成24年度就業構造基本調査 結果の概要』(2012年度) <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index2.html#kekka> 2018年3月19日最終閲覧)

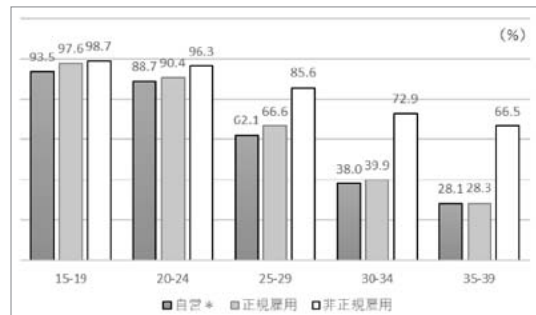


図4 雇用形態別にみた未婚率(男性)

注) \*印は「家族従業者」を含むことを示す。

(出所：就業構造基本調査(2012年度)より作成 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000000110001> 2013年10月20日閲覧)

非正規雇用者割合が高いことにも注目が必要である。

さらに就業構造基本調査(2012年)の結果概要は、非正規雇用が固定化され、非正規から正規に移行するケースは少数派であるということを示している。同結果概要の報告によれば、過去5年に転職をした人のうち、正規労働者であった人の場合は正規→正規への移動は59.7%、正規→非正規への移動は40.3%、非正規労働者であった人の場合は非正規→正規への移動は24.2%、非正規→非正規への移動は75.8%である。(出所は図3に同じ)

同調査によれば、雇用の非正規化は、特に男性において未婚率と密接な関係を示している。1990年代半ば以降の「雇用流動化」の中で、労働からの排除は男性にも及び、それが家族からの排除にも結びつく事態が、構造的に進行していることがわかる。(図4)

(3)「仕事とジェンダー」をめぐる政策の矛盾

1980年代以降、日本のジェンダー平等にかかわる施策である「男女共同参画」の流れのなかで展開された「仕事とジェンダー」をめぐる政策の展開が、矛盾したベクトルを孕む形で行われてきたことも、ジェンダー平等にかかわる「モヤモヤ感」をもたらしている一因だと考えられる。

大きく捉えて「ジェンダー平等化」のベクトルをもつ政策として、男女雇用機会均等法制定(1985)とその改正(2006)、育児休業法制定(1991)と育児・介護休業法(1995)への展開、男女共同参画社会基本法制定(1999)、今世紀になってから少子化と男女共同参画双方の論理で推進されているワーク・ライフ・バランス諸政策の展開などがある。阿部政権下で進められている「女性の活躍推進」の取り組みも、基本方向としてはジェンダー平等化の流れのなかに位置づけることができるだろう。

他方、非正規雇用にかかわる制度整備が、1990年代以降、進行している。労働者派遣法制定(1985)とその規制緩和、パートタ



イム労働法制定（1997年）と正規雇用との平等化に向けた改正（2014）、といった動向である。（後者の動きを服部は「パートの基幹化」と呼ぶ。（服部、2015））

一方でジェンダー平等化、他方で非正規化の促進と調整にかかわる制度化が進むなか、1980年代半ばに強化された税制と年金の「主婦優遇」は、維持され続けている。このようにみると、1980年代半ば以降の日本の「ジェンダー主流化」政策は、矛盾した要素を孕む、不徹底なものであったことがわかる。

#### 4. 認識の共有と現代的読み替えの課題

「仕事とジェンダー」にかかわる第二波フェミニズムの思想と実践の積み重ねは、近代以降の社会の構造にかかわる、新たな認識をうみだしてきた。しかしその一方で、冒頭の「家事ハラ」論議にみるように、フェミニズムの言葉を無効化するような、時代の空気がある。

それは、「仕事」にかんする現実の変化のなかで、女／男の軸だけではとらえられない状況が生まれているからではないだろうか。21世紀に入り、政府の両立支援政策が本格的に進められるなか、職場の両立支援政策を活用して、正規雇用の女性が妊娠・出産を経て継続就業することはかなり浸透してきた。結婚したカップルにおける性別分業は少なくとも2000年代までは大きな変化はみられない。1990年代以降、男性にも非正規化の波が押しよせ、特に男性において労働と家族からの排除を生み出している。このような状況のなかで、ジェンダー問題が「社会の問題」として見えなくさせられ

ている状況が生じているように思われる。

「仕事とジェンダー」にかかわって、フェミニズムが創造してきた認識は、「女性」に分類されてきた人々だけではなく、次の世代に手渡していくに値するものである。性別分業が歴史的に形成されたものであり変更可能であること。近代社会のなかでアンペイド・ワークに位置づけられてきた家事労働は、ペイド・ワークのあり方とともに社会的に組みかえられる必要があること。相手が望まない性的言動は人権侵害であること。生活者の視点から、近代社会が産み出した生産—消費関係を超越る、新しい働き方を産み出す可能性があること。

本章では正面から取りあげなかったが、第一波フェミニズムを含む人権・平等思想の進化のなかで獲得され、国際的合意事項となっている「同一価値労働同一賃金」の概念や、「結果としての平等」を実現するための手法である「ポジティブ・アクション」といった概念もまた、働いて生きるすべての人が「生きるための概念」として手にする必要があるものであろう。

フェミニズムと、その同時代の活動が産みだした「遺産」を、次の世代の人びとに手渡すために、現代的な文脈のなかで概念と認識を鍛え、今日的読み替えを模索することが課題である。

#### 注

- 1) 長野電鉄事件、西船橋事件の概要は、角田（2013）にもとづく記述である。

#### 参考文献

- 天野正子、2012『現代「生活者」考』有志舎。  
 稲葉昭英、2011「NFRJ98/03/08からみた日本の家族の現状と変化」『家族社会学研究』23（1）、

- 日本家族社会学会、pp. 43-52.
- OECD, 2011, Society at a Glance 2011, OECD Publishing.  
<http://www.oecd.org/social/soc/societyataglance2011.htm>
- 落合恵美子, 2004 『21世紀家族へ [第3版]—家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣選書.
- コーワン, ルース・シュウォーツ, 2010 『お母さんは忙しくなるばかり—家事労働とテクノロジーの社会史』法政大学出版会.
- 佐藤慶幸編著, 1988 『女性たちの生活ネットワーク—生活クラブに集う人びと—』文真堂.
- 竹信三恵子, 2013 『家事労働ハラスメント—生きづらさの根にあるもの』岩波新書.
- ダラ・コスタ, マリアローザ, 1986 『家事労働に賃金を』インパクト出版会.
- 角田由紀子, 2013 『性と法律—変わったこと、変えたいこと』岩波文庫.
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部, 地域・特定勘定課, 2013 「家事活動等の評価について—2011年データによる再推計—」.  
<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/satellite/roudou/contents/kajikatsudoutou.html>
- 服部良子, 2015 「労働レジームと家族責任」『家族社会学研究』Vol. 27 (1), 日本家族社会学会, pp. 49-60.
- 原ひろ子, 1989 『ヘヤー・インディアンとその世界』平凡社.